

令和7年度第2回広島県障害者自立支援協議会議事録

1 日 時	令和8年3月24日(火) 15:30~17:30
2 場 所	WEB開催
3 出席委員	石井会長、岡本委員、柏田委員、河中委員、川中委員、橋高委員、熊澤委員、近藤委員、新本委員、林委員、寶子丸委員、森木委員、彌政委員、横藤田委員、横山委員、米川委員、林委員、関野委員、岡峯委員
4 議 題	議題 (1) 令和7年度部会報告等について (2) 第5次広島県障害者プランの中間見直しについて (3) 令和8年度広島県障害者支援課主要事業の概要について
5 担当部署	広島県健康福祉局 障害者支援課 計画・県立施設グループ TEL (082) 513-3161 (ダイヤルイン)
6 議 事	(1) 令和7年度部会報告等について ○ 資料1-1から1-4により、事務局から説明を行い、各専門部会会長から意見及び補足説明があった。 ○ 質疑応答 (2) 第5次広島県障害者プランの中間見直しについて ○ 資料2により、事務局から説明を行った。 ○ 質疑応答 (3) 令和8年度広島県障害者支援課主要事業の概要について ○ 資料3により、事務局から説明を行った。 ○ 質疑応答
7 決定事項	各議題の現状と課題について確認し、委員からの意見を参考に取組を進めることで合意
8 主な意見等	(1) 令和7年度部会報告等について 【医療的ケア児等支援部会について】 委員： 県内で、アンケート対象となった方はどのぐらいいらっしゃるのか教えていただけないでしょうか。 事務局： アンケートの対象につきましては、1次調査で人数を把握したところでございます。医療的ケア児者、成人になられた方も含めて調査対象としており、711名にご協力をお願いしたところでございます。 委員： ケアができる社会資源が足りていないというのは明白な事実だと思いますので、アンケート結果を見て、どういうふうに県として動いていけるか、何か方向性がありましたら教えていただければと思います。 事務局： 利用できるサービスが地域によって偏在しており、中でもレスパイトの事業所が足りていない、一刻も早く整備してほしいというようなお声をいただきました。我々としても課題だと認識しており、コンサル等で、どういった施設にレスパイトをやっていただくことが可能なのか地域分析から始めたいと思っており、令和8年度から取り組む予定です。 レスパイトに限らず、医療的ケア児が利用できる事業所について、どこにどういう施設があるかを3年前ぐらいに調査しましたが、情報の更新が滞っていたため調査をしており、引き続きサービスの拡充にも努めていきたいと考えているところです。

会長： 介護従事者育成研修については、家族に対する研修も必要であり、家族もこういう研修を受ければ随分楽になったり、テクニックを身につける必要もあつたりするかと思います。家族支援の1つのポイントになるかと思うんですが、いかがでしょうか。

事務局： 医療的ケア児については、ご自身のお子さんに沿った形の訓練を日々やっていたいておりますので、センターの中では、家族向けの研修はしていない状況です。ただ、そういう技術的なもの以外に、例えば医療的ケア児についての制度や知識をお知りになりたいというニーズはあるかと思っておりますので、研修そのものは、実際やっていないところですが、情報提供や研修等で示していく必要はあると思っております。

会長： 常時そばに居るのは家族ですから、いろんな事態に対処できるよう、テクニック的なことも含め、家族に対する研修も必要だと思います。それによって、家族も随分安心したり、実際のケアの役に立ったりします。家族支援という意味で、ぜひまた検討してください。

【相談支援・研修部会について】

委員： 人的資源に限りが出てきていることを考えたときに、この相談支援という部分は、AIの活用が非常に有効な分野ではないかと思っております。広島県の体制として、AIを活用した相談支援体制は考えていらっしゃるのか、教えてほしいです。

事務局： AIの活用というのは、大変注目はしております。ただ、県としてはまだ様子見段階というところがございます。AIが回答を導き出すというところについて、良い面も悪い面もあると思います。選択肢としてしないということはないんですけれども、精査しながら、他県の事例なども併せて検討し、前に進めていきたいと思っております。

委員： AI活用に関しては、例えばサービス担当者会議とか個別支援会議の文字起こしは当然されていますし、話がまとまらない中での相談を要約する際に、高頻度で出てきたフレーズをトリガーするような機能なども用いて、相談対応はすでにされています。また、家族構成図を書くときにもAIを活用しています。

そういう意味で、先ほどの医療的ケア児のレスパイト先が少なかったりだとか、地域の体制づくりであったりとか、総じて広島県はものすごく遅れています。私が先ほど申し上げたAIの活用の話は、全国レベルの相談支援専門員の人たちの話で、広島県内ではまだまだそこまでの活用に至っていない人たちがほとんどです。せめて全国レベルに合わせていくことを考えていかないといけないと思っております。

会長： 3ページの6に書いてある、「県として対応可能な支援施策」というのは、どういうものをお考えでしょうか。

事務局： 具体的にはこれから検討していきますが、いわゆる研修修了者の方が実際にその職務に就きたい、従事したいと思っただけのような付加価値などを検討していきたいと思っております。

【就労支援部会について】

会長： 23事業所中3事業所が指定基準を満たしていないということでしたが、ますますこれから経営が厳しくなって参りましょうから、大体どれぐらいが赤字に陥って存続可能かどうか、シミュレーションまではいかなくても、見通しはいかがでしょうか。

事務局： 23事業所中3事業所について、基準を満たしていないところがございますけれども、専門家会議や、未達のところに対する中小企業診断士の方からのアドバイスなどにより、全国的に見ると、広島県は非常に未達の率が低いというところもございます。

一方で、おっしゃいますように、物価や賃金の上昇に対して、利用者の方に支払う賃金の原資が確保されていくのかどうかといったところは、予測がなかなか難しいところがございますけれども、事業所の方でやっていただく作業内容などを見直す、或いは物価高騰に対する事業所への補助金も県の方でやっておりますので、そういったところに対応していければと思っております。

委員： 地域生活支援事業の中に重度障害者等就労支援特別事業があるかと思えます。全国的に拡大されている状況にあります。広島県としてこれから進めていこうという動きはあるのでしょうか。市町の事業であり、県の方がどういった対応ができるのかよくわかりませんが、県としてどういうお考えをお持ちなのか、聞かせていただければありがたいです。

事務局： 市町事業ですので、県としてできることは、良い事例などを横展開できるように、各市町と情報共有しながら、各市町が使えるような形で支援していきたいと思っております。

【障害者差別解消支援地域協議会について】

委員： 相談会などで、仲間たちとどういうことが差別になるのかなどを学んでいます。差別と感じたときに相談する場所など、仲間たちにわかりやすく発信していただいたり、障害者本人に向けての勉強会も開催していただけると助かります。

会長： 障害者本人に対する研修や普及啓発も必要かと感じて聞いていましたが、いかがでしょうか。

委員： 障害者団体に関係している障害者は、学ぶ機会が多いかと思えます。民間事業者に合理的配慮が義務づけられたときに、差別解消法改正（「合理的配慮」を民間事業者にも義務付け）について、2024年4月施行から1ヶ月ぐらいはマスコミに情報が出ていましたが、そんなには広がらないです。この問題を進めるためには、簡単にできるとは思わないですが、障害者がどんどん発信・発言していく、或いは問題提起していくのが大事かと思っています。今言われたように、会議の中でこれって差別じゃないかというのをお互いにいろいろ伝え合っていくのはすごく大事で、私も、自分とは違う障害を持つ方が困っていることはわからないため、障害者自身がどんどん発信していけるよう、行政や様々な団体

	<p>でやっていただけたら、すごく嬉しいです。</p> <p>会長： 障害者団体に関係していない障害者は、より弱い立場におられ、また、大勢おられます。これらの方々を対象とした研修や普及啓発が必要かと存じますので、ご検討の程よろしくお願いたします。</p>
	<p>(2) 第5次広島県障害者プランの中間見直しについて</p> <p>委員： 令和8年4月1日から、高次脳機能障害者の支援法が新たに施行される状況ではありますが、国の基本指針の改訂に入っているのかがわからないため、高次脳機能障害者への支援体制の見直しなどが話し合われる予定なのかがどうか教えてほしいと思っております。</p> <p>事務局： 国の基本指針については、3月中に告示されるという予定になっており、間もなくされるんだろうと思います。現段階の案を見る限りは、高次脳機能障害の取り組みが新たに加わっておりますので、それらも踏まえて、来年度、プランの見直しが必要かどうかは検討していきたいと考えております。</p>
	<p>(3) 令和8年度広島県障害者支援課主要事業の概要について</p> <p>委員： 新たな法律の改正にどこまで対応していただけるのかが気になっております。1つは、子供の性暴力防止法というものが12月から完全実施されていきます。ガイドラインには防止するための措置として、防犯カメラを設置などが推奨されております。関係者に対する啓発も上がってきていないため、非常に気になっているところです。もう1つは、2026年度から段階的に療育手帳が全国で統一化されていくと記憶しているんですが、そういった啓発や、こういった形で県が統一化に向けて進めていくのかが、このプランや説明で見えてこないため、教えてもらえるでしょうか。</p> <p>事務局： 令和8年5月から、障害児通所支援、障害児入所支援、所管事業所以外にも保育所、幼稚園、そういったものを対象として、雇用するときに、過去の子供に対する性的な犯罪の履歴を確認していくことになっているところがございます。令和8年5月の運用に向けまして、当課の方からも、障害児通所支援事業所等に注意喚起ということで通知を送らせていただきました。また、犯罪歴の確認や、或いはシステムへの登録が始まるということで、該当の事業所の方にはすべてご案内をしているところがございます。</p> <p>療育手帳については、現在、制度を統一化することが確定しているわけではございません。国の方で、統一化に向けた判定のツールについて研究が行われているところです。その研究の中で、新しいツールが開発されているということですので、そういったものを使って全国共通で、療育手帳の判定が今後統一されるかなというところであり、2026年に統一化することが明確に決まっているわけではないです。</p> <p>県によって判定基準が異なっていることは課題を持っておりまして、厚生労働省で行われている新しい判定方法のツールの開発状況について、情報収集しているところです。その新しい判定ツールについて、近々モデル事業をやるようとしているという話を聞いておりますので、モデル事業が行われるのであれば、本県としてそれに参加するかどうか</p>

	検討していきたいと考えております。
9 配布資料	<ul style="list-style-type: none">・資料1-1：広島県障害者自立支援協議会「医療的ケア児等支援部会」令和7年度報告・資料1-2-1：広島県障害者自立支援協議会「相談支援・研修部会」令和7年度報告・資料1-2-2：令和8年度広島県相談支援従事者等研修開催日程について・資料1-2-3：広島県相談支援従事者等研修の修了者アンケートの結果について・資料1-3：広島県障害者自立支援協議会「就労支援部会」令和7年度報告・資料1-4：広島県障害者自立支援協議会「障害者差別解消支援地域協議会」令和7年度報告・資料2：第5次広島県障害者プランの中間見直しについて・資料3：令和8年度 広島県障害者支援課 主要事業の概要・参考資料1：令和7年度市町障害保健福祉圏域連絡会議の開催状況・参考資料2：広島県障害者自立支援協議会設置要綱